

求人者の皆様

有料職業紹介事業に関わる明示事項

職業安定法第 32 条の 13、第 24 条の 5、第 32 条の 16 第 3 項の規定に基づき、次の通り明示します。

株式会社 Faber Company

有料職業紹介事業許可番号/13-ユ-309926

【取扱職種の範囲等】

取扱職種：全職種

地域：国内

【手数料に関する事項】

- ・ 休職者から徴収する手数料等はありません。
- ・ 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の理論年収の 35% を求人者から徴収する手数料等とする。ただし、紹介手数料の最低金額は 150 万円とする。

※理論年収

月額固定給（*1）×12 ヶ月 + 賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数（*2）

*1：月額固定給 = 基本給 + 家族手当 + 住宅手当 + 役職手当 + その他毎月固定的に支給される諸手当、通勤交通費、時間外・休日・深夜労働手当等の毎月稼働時間等に応じて支給額が変動する割増賃金は月額固定給に含みません。

*2：賞与の支給基準が「月数」とは異なる場合は賞与支給総額を月額基本給支給総額で割った数値を基準とします。なお、「賞与」とはインセンティブ、決算手当等の名称のいかんを問わず、3 カ月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。

【苦情処理に関する事項】

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：株式会社 Faber Company 職業紹介責任者 片山翔仁

連絡先 03-5545-5230

【求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項】

個人情報の収集は利用の目的を明確にし適法かつ公正な方法により行います。

収集された個人情報は、利用の目的の範囲を越えて取り扱うことはなく、また、万が一の目的外利用を行わないための適切な措置を講じます。

なお、収集した個人情報 は求人者の採用活動時を除き第3者へ提供されることはありませんが、万が一、第3者提供が必要となる場合には法令上の定めによる場合のほか、ご本人の同意のない限り第三者への提供は行いません。

個人の情報に関して、当該情報のご本人から開示請求があった場合には、その請求に基づき、ご本人の職歴、保有資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。これに基づきご本人から訂正または削除の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するかぎり、遅滞なく訂正または削除を行います。

【返戻金制度に関する事項】

- ① 労働契約締結日より1ヵ月以内に退職した場合 紹介手数料の80%
- ② 労働契約締結日より1ヵ月を超え3か月以内に退職した場合 紹介手数料の50%